

業 務 委 託 契 約 書

収 入
印 紙

1 委託業務の目的 第38回ものづくりワールド[東京]第31回機械要素技術展に係る展示小間
設営装飾業務

2 履 行 期 間 自 令和8年 月 日 至 令和8年7月3日

3 契 約 金 額

千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税

千	百	十	万	千	百	十	円

4 契 約 保 証 金

千	百	十	万	千	百	十	円
		免		除			

上記委託業務について、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙企画書及び図面に基づき頭書契約金額をもって、頭書履行期限までに委託業務を完了しなければならない。

2 前項の企画書及び図面に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（再委託の禁止）

第2条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して、売掛債権（第12条第1項に規定する乙の契約金額の支払の請求に係る権利（委託業務完了前であっても将来完了により取得する権利を含む。）をいう。次項において同じ。）を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による売掛債権の譲渡に係る甲への通知（債権譲渡登記がされたことの通知を含む。以下この項において「通知」という。）が、甲の乙への支払手続（甲が第12条第1項の規定による乙からの支払請求に基づき、乙を当該契約金額の債権者として確定し、乙に支払をするために甲が行う一連の手続をいう。）の完了後に甲に到達した場合、乙は、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項の規定にかかわらず、当該通知の内容を甲に対抗することができない。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

（仕様書等不適合の場合の修正義務）

第5条 乙は、委託業務が仕様書又は図面等に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が著しい損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第7条 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第8条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することができない異常の理由に基づく経済情勢の変化により、契約金額が著しく不適當であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第9条 乙は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を損害金として徴収する。

2 前項の損害金は、甲が乙に契約金額を支払う時に相殺する。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に委託業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査をしなければならない。この場合において、乙は、甲が特に必要がないと認めるときを除き、検査に立ち会うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格した場合において、委託業務の成果物等引渡しを要する目的物があるときは、その目的物を遅滞なく甲に引き渡さなければならない。

4 第2項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払)

第12条 乙は、前条に規定する検査に合格したとき(前条第3項の規定による目的物の引渡しをした場合にあつては、当該目的物を引き渡したとき)は、所定の手続に従って契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、引き渡された委託業務の目的物が種類、品質、数量その他契約の内容に適合しないものであるとき(目的物の引渡しを要しない場合にあつては、第11条に規定する検査に合格した後委託業務の内容が契約の内容に適合しないものであると判明したとき)は、乙に対し、相当の期間を定めて、その目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しその他契約の内容に適合するために必要な措置による履行の追完を請求することができるものとし、乙は、甲の請求に基づき、自己の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、甲が請求した方法と異なる

方法による履行の追完をすることができない。

- 3 第1項の規定による甲の請求に対し乙がその期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による代金の減額請求をする場合において、乙が既に契約金の全部又は一部の支払を受け、その額が減額後の代金を超えるときは、減額の請求に代えて、乙にその超える額の返還を請求することができるものとする。この場合において、乙は、甲が請求する額を甲が指定する期間内に返還しなければならない。
- 5 乙が前項の返還金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないと認められる委託業務の目的物を甲に引き渡した場合（目的物の引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が完了した時にその成果が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき）において、甲がその不適合を知った時から6月以内に乙に通知しないとき、又はその不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は第1項、第3項及び第4項の規定による請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
（甲の契約解除権）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由により当該各号に該当することとなったときは、この限りでない。

- 一 履行期限内に業務の全部又は一部の履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 乙が第2条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が検査又は監督に際し職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、違約金として契約金額の10分の1（第4項の規定により甲が契約金額の一部を支払う場合にあつては、当該支払額を契約金額から控除した額の10分の1）に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項の規定によりこの契約が解除された場合であつて、それが乙の責めに帰すべき事由によるものであるとき。
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、委託業務の履行部分又は目的物の既納部分があり、可分な部分の給付として甲が利益を受けるときは、その部分を業務の完了とみなすことができる。この場合において、甲は、当該部分の検査をし、甲が受ける利益の割合に応じて契約金額の一部を支払わなければならない。
- 5 第2項の違約金は、甲から乙に対する支払金があるときは、その支払の時に相殺する。
（談合その他不正行為による解除）

第15条 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があつたとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置

- 命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- 二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- 三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 四 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 五 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 六 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
（談合その他不正行為があった場合の違約金等）
- 第 16 条 乙は、本件契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲に対し、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち決定の対象となる独占禁止法違反行為が、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本件契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項の違約金のほか、甲に対し、違約金（違約罰）として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの規定の違約金を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 前 3 項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。
- 5 乙が第 1 項及び第 2 項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
（暴力団排除措置による解除）
- 第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第 2 条第 9 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。
- 四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第 2 条第 8 号に規定する法人等をいう。以下

同じ。)若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

五 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

六 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

七 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。

九 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

十 乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(八に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 第6条第1項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき又は業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

二 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

(契約保証金)

第19条 甲は、乙が第11条に規定する検査に合格したとき(委託業務の成果物等引渡しを要する目的物がある場合にあっては当該引渡しを受けたとき)は、直ちに、乙に頭書の契約保証金を還付しなければならない。

2 第14条第1項(乙の責めに帰すべき事由によるものに限る。)若しくは第3項、第15条第1項又は第17条第1項の規定により契約が解除されたときは、頭書の契約保証金は、甲が没収する。

3 第14条第2項、第15条第2項、第16条第1項及び第2項又は第17条第2項に規定する違約金を乙が納付する場合は、当該違約金の額から頭書の契約保証金の額を控除するものとする。

(賠償金、損害金又は違約金の控除等)

第20条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は返還金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を追徴する。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ)

第23条 乙は、この契約による事務を行うため、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用除外)

第 25 条 前各条の規定にかかわらず、契約保証金を全部免除した場合には、第 19 条の契約条項を適用しないものとする。ただし、甲が特に契約の保証の旨を指示した場合には、当該契約条項の適用があるものとする。

上記契約の証として、書面の場合は本書 2 通を作成し記名押印を行い各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 岐阜県岐阜市藪田南 5 丁目 1 4 番 5 3 号
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 矢本 哲也

印

乙

印

特記仕様書

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以

下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。(返還、廃棄又は消去)

第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間

- (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
（派遣労働者等の利用時の措置）
- 第 12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第 9 に準じるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
（立入調査）
- 第 13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
（事故発生時における対応）
- 第 14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講じるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
（契約の解除）
- 第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
（損害賠償）
- 第 16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター情報セキュリティ基本方針及び公益財団法人岐阜県産業経済振興センター情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報

(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則

として再々委託までとする。

- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

（調査）

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故等報告）

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

（実施責任）

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 様

所在地
名 称
代表者職氏名

㊞

情報セキュリティ体制報告書

_____に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	〇〇 〇〇
対策項目	確認欄
1. メール誤送信システムの導入の有無について	
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて	
ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】	<input type="checkbox"/>
※ISMS 認証を取得している場合は以下 3 及び 4 の確認は不要	
3. システム的対策	
(1) リスク低減のための措置	
①パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。	<input type="checkbox"/>
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。	<input type="checkbox"/>

	③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。	<input type="checkbox"/>
(2) インシデントの早期検知のための取り組み ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい		
	① サーバ等における各種ログを確認している。	<input type="checkbox"/>
	② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。	<input type="checkbox"/>
(3) インシデント発生時の適切な対処・回復		
	データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
4. 人的対策		
(1) 組織における対策		
	① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
(2) 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	<input type="checkbox"/>

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 様

所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

情報セキュリティ対策実施報告書

_____に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

情報セキュリティに関する研修実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）